

(様式2)

### 随意契約の結果の公表

部(局)等名:土木部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
境港～浜田港 荷捌機械(トップリフター)運搬業務	R4.10.18	島根県浜田市長浜町1785-7 浜田港運株式会社 代表取締役 佐々木 伸一郎	4,556,200	第167条の2 第1項第2号	港運ルートに精通し、かつ、適切な管理のもとで当該機械に損傷等を与えることなく運搬する必要があり、県内において対応可能な港運事業者は契約者のみであるため。	浜田港湾振興センター	

(注1) 長期継続契約である場合には、契約金額欄には契約総額を記載するとともに、備考欄に長期継続契約である旨及び期間(○か年)を記載すること。

(注2) 単価契約である場合には、契約金額欄には契約単価(消費税等込み)を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び予定調達総額を記載すること。